

UBC情報

発行： 2025年6月2日

No. 300

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月-6月分の源泉税の納期限は7月10日(木)です。

また社会保険関係では算定基礎届の提出、令和7年度労働保険料等の申告・納期限も同じく7月10日(木)となっています。

トピックス

販路開拓等を支援する持続化補助金

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者（商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下）が販路開拓や業務効率化の取り組みを支援する制度で、広告宣伝やウェブサイト構築、店舗改装、設備導入など幅広い経費が対象となります。

◆令和6年度補正予算による持続化補助金

本補助金の一般型（通常枠・災害支援枠）、創業型、共同・協業型の申請受付が開始されています。

◎通常枠……小規模事業者等が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限は50万円、補助率は2/3です。なお、インボイス特例（免税事業者からインボイス発行事業者に転換）の適用で上限を50万円上乘せします。また、賃金引上げ特例（事業場内最低賃金を50円以上引上げ）の適用で150万円上乘せし、赤字事業者は補助率が3/4になります。

◎災害支援枠……令和6年の能登半島地震及び奥能登豪雨の被災事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業再建が対象となり、補助上限200万円（間接被害は100万円）、補助率2/3（一定の場合は定額）です。

◎創業型……産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限200万円（インボイス特例の適用で50万円上乘せ）、補助率2/3です。

◎共同・協業型……地域振興等機関が10以上の参画事業者を集めて販路開拓を支援する取組が対象となり、補助上限5千万円、補助率2/3又は定額です。



住民税通知書に記載された控除額を確認

個人住民税は、前年の所得金額に基づいて税額が算出され、毎年5～6月に住民税決定通知書が届きます。

令和6年中に行ったふるさと納税について、確定申告をした方は令和6年分の所得税と令和7年度分の住民税から控除され、ワンストップ特例制度（確定申告をしなくても控除が受けられる制度）を利用した方は所得税控除分を含めた全額が令和7年度分の住民税から控除されます。

そのため、ふるさと納税を行った方は住民税が減額される形で控除されていますので、住民税決定通知書に記載されている税額控除額に間違いがないかを確認しましょう。

令和7年に入居した場合の住宅ローン減税

令和7年度税制改正により、住宅ローン減税は子育て世帯等に対する優遇措置等が引き続き実施されることになりました。

◆子育て世帯等は借入限度額を上乗せ

住宅ローン減税は、個人が住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築等をして一定の条件を満たす場合は、各年末のローン残高の0.7%を最大13年間（既存住宅等の場合は10年間）、所得税額等から控除できる制度です。

控除の対象となるローン残高には限度額があり、新築住宅・買取再販住宅の場合は環境性能等に応じて、認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）の場合は4500万円、ZEH水準省エネ住宅の場合は3500万円、省エネ基準適合住宅の場合は3000万円が限度額となっています。

ただし、子育て世帯・若者夫婦世帯に該当する方が新築住宅等に令和7年入居する場合は、昨年に引き続き限度額の上乗せ措置があり、認定住宅は5000万円、ZEH水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円となります。

◆子育て世帯・若者夫婦世帯とは

上記の上乗せ措置の対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯とは、①「19歳未満の扶養親族を有する世帯」、又は②「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」をいい、①又は②に該当するか否かは令和7年12月末時点（扶養親族又は配偶者が年の中途に亡くなった場合はその時点）の現況で判断します。

なお、合計所得金額1千万円以下の場合に新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置についても令和7年12月末まで期限が延長されています。

今年度からマイナカードの更新が急増

マイナンバーカードには、カード自体とICチップに搭載された電子証明書にそれぞれ有効期限が設けられ、カードは発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、電子証明書は発行日から5回目の誕生日までとなっています。

今年はカードの交付が開始された平成28年から10年目であり、マイナポイント事業が実施された令和2年から5年が経過するため、更新が必要となる方が急増します。有効期限を迎える方には通知書が届きますので、確認し手続きを行います。

住所等変更登記の義務化とスマート変更登記

「所有者不明土地」の問題に対応するため、相続登記（相続による所有権の移転登記）の義務化に続いて、令和8年4月から住所等の変更登記も義務化されるとともに「スマート変更登記」が始まります。

◆来年4月からの住所等変更登記の義務化

令和6年4月から、相続等によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は「その不動産を取得したことを知った日から3年以内」に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

令和8年4月からは、不動産の所有者（登記名義人）が所有権の登記後、氏名や住所（法人の場合は名称や住所）に変更があった場合、「その変更日から2年以内」に変更登記の申請をすることが義務付けられます（令和8年4月前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月までに変更登記が必要）。

正当な理由なく変更登記の申請義務を怠った場合は、5万円以下の過料の適用対象となります。

◆4月21日から申出できるスマート変更登記

住所等変更登記の義務化とともに負担軽減策として、事前に手続きを行うことで所有者が変更登記の申請をしなくても、法務局が定期的に住基ネット情報から住所等の変更の有無を確認し、本人の了解を得た上で職権により変更登記を行う「スマート変更登記」も開始されました。

個人がスマート変更登記を利用する場合は、所有者の氏名・住所のほか、氏名の振り仮名、生年月日等の「検索用情報」を申し出る必要があり、この申出の受付が4月21日から始まりました。

なお、法人の場合は会社法人等番号が登記されていればスマート変更登記の対象となります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC 社福 情報

No. 300

発行：2025年
6月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論

サービス活動収益⑥ 就労支援事業（会計区分、共通経費の按分）

1. 共通経費の按分処理の考え方

複数の事業間（多機能型事業所として複数事業を行う場合を含む）、福祉事業活動と生産活動間、作業種別、製造原価と販管費において、共通経費が発生することがあります。共通経費は、合理的な基準に基づき適正に按分処理をする必要があります。

その按分方法は、一律に定められるものではなく、各法人が事業の実態に応じて按分方法を決定し、明確かつ適正な賃金・工賃の算出をするための基準として活用します。

継続して採用している共通経費の按分基準を実地指導の際にも提示できるよう「按分基準表」を作成することが、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」で求められています。利益操作を防止する観点等から、一度採用した按分基準は、継続性の原則にしたがい、合理的な理由がない限りはみだりに変更してはなりません。

なお、実務上、複数の事業や作業種に跨って生産活動を行う利用者が居て、その工賃等をどう処理するかという論点があります。合理的な基準により各事業や作業種に按分計算する方法も考えられますが、内部外注費と、相対する内部受託売上を発生させて、工賃等相当額を移動させることで、双方で適切な工賃等を計上する形で対応しているケースが見受けられます。この方法によると、各事業や作業種の利用者工賃等の目標設定や事業ごとの就労支援事業収益の目標設定が行われるため、収益獲得に努めながら工賃等の引き上げを図っていくことが可能です。

2. 共通経費の按分基準例

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」では、次の按分基準が示されています。

想定される勘定科目例		按分方法	
福祉事業活動費用	生産活動費用	原則	原則が困難な場合
人件費	労務費		
・ 職員給料 ・ 職員賞与 ・ 非常勤職員給与 ・ 派遣職員費	・ 就労支援事業指導員等給与	・ 勤務時間割合	・ 職種別人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
・ 賞与引当金繰入	・ 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入		
・ 退職給付費用	・ 就労支援事業指導員等退職給付費用		
・ 法定福利費	・ 法定福利費		
事業費・事務費	経費		
・ 給食費	—	・ 実際食数割合	・ 延利用者数割合 ・ 収入割合
・ 福利厚生費 ・ 職員被服費	・ 福利厚生費	・ 給与費割合	・ 延利用者数割合
・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費	・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費	・ 延利用者数割合 ・ 職種別人員配置割合 ・ 給与費割合	—
・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費	・ 雑費 (諸会費、渉外費などの科目を設定している場合は、その科目)		

2. 共通経費の按分基準例（続き）

想定される勘定科目例		按分方法	
福祉事業活動費用	生産活動費用	原則	原則が困難な場合
事業費・事務費	経費		
・ 消耗器具備品費 ・ 事務消耗品費	・ 器具什器費 ・ 消耗品費	・ 消費金額	・ 延利用者数割合
・ 広報費	・ 受注活動費		
・ 会議費	・ 会議費	・ 会議内容による事業個別費	・ 延利用者数割合
・ 水道光熱費	・ 水道光熱費	・ メーター等による測定割合	・ 建物床面積割合
・ 修繕費	・ 修繕費	・ 建物修繕は、当該修繕部分 ・ 建物修繕以外は事業個別費	・ 建物床面積割合
・ 車両費	・ 燃料費 （自動車用燃料費の場合）	・ 使用高割合（距離数等）	・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
・ 賃借料 ・ 土地建物賃借料	・ 賃借料	・ 使用割合	・ 建物床面積割合
・ 保険料	・ 損害保険料		
・ 租税公課	・ 租税公課	・ 建物床面積割合 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合 ・ 損害保険料等は延利用者数割合	—
・ 保守料	・ 雑費 （保守料などの科目を設定している場合は、その科目）	・ 保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費	・ 延利用者数割合
・ 業務委託費	・ 雑費 （業務委託費などの科目を設定している場合は、その科目）	・ 消費金額	（寝具） ・ 延利用者数割合 （給食） ・ 延利用者数割合 ・ 実際食数割合 （その他） ・ 建物床面積割合 ・ 延利用者数割合
・ 研修研究費	・ 図書・教育費	・ 研修内容等、目的、出席者等の実態に応じた事業個別費	・ 延利用者数割合
・ 減価償却費	・ 減価償却費	（建物、構築物等） ・ 建物床面積割合 （車両運搬具、機械及び装置等） ・ 使用高割合 （その他） ・ 延利用者数割合	（建物、構築物等） ・ 延利用者数割合 （車両運搬具、機械及び装置等） ・ 延利用者数割合
・ 徴収不能額	・ 徴収不能額	・ それぞれの個別発生金額	・ 収入割合
・ 徴収不能引当金繰入額	・ 徴収不能引当金繰入額	・ 債権金額に引当率を乗じた金額	・ 延利用者数割合
・ 支払利息	—	・ 事業借入目的の借入金に対する期末残高割合	・ 借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・ それ以外は、延利用者数割合

出典）就労支援事業会計の運用ガイドライン

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業就労継続支援事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究

（総合福祉研究会）